

令和5年第6回教育委員会会議録

1 開会及び閉会等の年月日、時刻

令和5年6月16日(金) 開会：14時00分 閉会：14時49分

2 会議の場所

周南市岐山通1丁目1番地 周南市役所 2階 共用会議室G

3 出席者の氏名

教 育 長 厚 東 和 彦
 委 員 松 田 福 美
 委 員 吉 本 妙 子
 委 員 片 山 研 治
 委 員 岡 寺 政 幸

4 会議に列席した事務局職員等の職氏名

教 育 部 長 山 本 次 雄
 教 育 部 次 長 十 楽 さゆり
 教 育 政 策 課 長 //
 生 涯 学 習 課 長 川 上 浩 史
 人 権 教 育 課 長 上 野 和 子
 学 校 教 育 課 長 原 田 剛
 学 校 給 食 課 長 河 村 武 志
 中 央 図 書 館 長 石 村 和 広
 新 南 陽 総 合 出 張 所 次 長 中 村 勝 也
 熊 毛 総 合 出 張 所 次 長 家 永 敦 夫
 鹿 野 総 合 出 張 所 次 長 中 村 光 男

5 会議の書記の職氏名

教 育 政 策 課 課 長 補 佐 三 浦 勢 司
 教 育 政 策 課 主 査 松 村 美 由 紀

6 議事日程等

| 日程順位 | 件 名 | |
|------|----------------|--|
| 1 | 会議録署名委員の指名について | |
| 2 | 報告第12号 | 周南市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について |
| 3 | 報告第13号 | 令和5年度周南市一般会計補正予算要求について |
| 4 | 議案第17号 | 周南市小・中学校児童生徒就学援助条例施行規則の一部を改正する規則制定について |
| 5 | 議案第18号 | 周南市大田原自然の家運営協議会委員の委嘱について |
| 6 | 議案第19号 | 周南市文化財審議会委員の委嘱について |
| 7 | 議案第20号 | 周南市民俗資料展示施設条例の一部を改正する条例制定について |
| 8 | 議案第21号 | 令和5年度周南市一般会計補正予算要求について |
| 9 | 報告第14号 | 周南市教科用図書研究調査協議会委員の委嘱について |

7 委員会協議会

(1) 周南市人権教育推進協議会委員の解嘱及び委嘱について・・・（人権教育課）

※資料 当日配布

(2) 共催及び後援大会等一覧表・・・（該当課）

※資料 当日配布

| | |
|---|----------------|
| 1 | 会議録署名委員の指名について |
|---|----------------|

教育長

ただ今から「令和5年第6回教育委員会定例会」を開催いたします。
議事日程に従いまして、進めてまいります。
それでは日程第1、「会議録署名委員の指名について」でございます。
本日の会議録署名委員は、「片山委員さんと岡寺委員さん」にお願いいたします。

| | |
|---|--------------------------|
| 2 | 周南市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について |
|---|--------------------------|

教育長

では続きまして、日程第2、報告第12号「周南市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について」を議題といたします。

この件につきまして、学校教育課から説明をお願いいたします。

学校教育課長

よろしく申し上げます。1ページ、報告第12号「周南市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について」ご報告いたします。提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第2項に基づくものでございます。

2ページを御覧ください。本協議会は、周南市いじめ問題対策連絡協議会規則により、いじめ問題の根絶を期し、その実態を把握しながら適切な対応をとることを目的として、関係諸機関との連携及び情報交換、学校・家庭・地域への啓発活動、その他いじめに係る対策事業を行うこととしております。

委員の任期は令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間としており、学校教育関係者、社会教育関係者、行政関係者の内から選任した委員で組織されることとなっております。この度、新たに20名の委員の委嘱を行いました。小・中学校の校長及び教員、関係機関の委員の決定に時間を要し、このたびの報告となっております。

以上で報告を終わります。

教育長

はい、ありがとうございます。

では、この件に関しまして、ご質問がありましたらお願いいたします。

岡寺委員

この、いじめ問題対策連絡協議会の主な流れ、現状どのような活動、スケジュールをされていらっしゃるか、お聞きできますでしょうか。

学校教育課長

年間2回の協議会を開催しております。第1回は6月、第2回を1月末に開催しております。

第1回では、学校教育課の方から、いじめ問題対策に関する所管説明を行った後、関係機関からそれぞれの取組について、ご報告をいただいております。

第2回につきましては、専門的な知識をお持ちの方による研修を行います。ちなみに、昨年度は、NTTドコモによるスマホ携帯安全教室を行っております。この後、関係機関からの情報提供とグループ協議等となっております。

昨年度のグループ協議については、具体的ないじめ問題について、どのような対応が適切であ

るかという事例検討を行っています。以上になります。

教育長

はい、ありがとうございます。よろしいでしょうか。

岡寺委員

もう少し聞いてもいいですか。いじめについて、やはりいつも気にはなっているのですが、例えばみたいなことで話せるのであれば、こういう時はこのような対応で解決しましたみたいなものがあれば、聞いてみたいというか、参考になるものがあればなと思うのですが、難しいですよ。

教育長

各学校でということですか。

岡寺委員

各学校で、そうです。いろいろありすぎて、私も思い出せないぐらい、聞いてはいるのですが、子ども、さっきのNTTドコモの件も、何かそれに関係したこともあるのだろうと思うのですが、いじめ自体、昔と今だいぶ変わっていて、明らかにいじめじゃないようなことまで、問題になってますみたいながあると、私も全然認識できないなと思ひまして。何かこう、特異事例というか、あんまり言えないですよ、と思いますけど。難しいですかね。

教育長

何かありますか。

学校教育課長

今、岡寺委員が言われたように、いじめの認知というところが、今、大変課題であろうというふうに私達も捉えています。

昔であれば結構表に出て来ることも多い訳ですけども、やはり、どこで起こっているか分からないというのが現状でございますので、今、認知のところが課題だと思っております。

岡寺委員

助かります。認知という意味で言うと、私達はコミスクで、地域ということで動いているのですけれども、地域の人間として、何を気にかけていったらいいのかなとかですね、参考になることがあれば、それも聞けたらいいのですけれども。子ども達にもどういうところを見ていたらいいのか、先生方もどのように指導されているのか、先生方へどういうふうに伝えていらっしゃるのかという。どうですか。

学校教育課長

そうですね。なかなか関係作りができていないと、そういった把握はできませんので、やはりその人間関係作りというか、教職員も含めて、また地域の方にそのような面でご協力いただけるのであれば、子ども達としっかりと普段から関わっていただいて、ちょっと様子がおかしいとかですね、そういった情報があれば、提供いただければ対応できるかと思ひます。

教育長

なかなかいじめというのは、見えにくい状態がたくさんありますからですね、なかなか学校の方も把握する作業、認知に至るまでには時間がかかる場合もありますし、先ほどのNTTの件で行けば、ネット上のいじめというものとかも関連しているのではないかなと思ひます。

これもなかなか見られない状況の中で、深刻な状態に陥る場合もありますので、先ほど課長が言いましたように、最近ちょっと表情が違うとか、元気がないとか、なんか一緒に来ていた子と来なくなったとか、そういったことであれば学校の方にでも教えていただけるとありがたいか

などと思います。よろしいでしょうか。

岡寺委員

そうですね。やはり密な関係が大事だなと思います。

教育長

はい。

吉本委員

今の件、例えばスマホの利用方法とかを、皆さんレクチャーを受けた後にですね、それをその後、どのように展開をしていくのか教えていただいでよろしいでしょうか。

教育長

スマホ教室っていうのは、各学校でも実施されていることが多いので、例えば NTTさんのような企業さんが来られたりとか、警察の人がされたりするのですけれども、それを実際子ども達一緒に聞いて、保護者も一緒に聞く場合もありますし、それで、実際に自分の家庭でどうするかとか、自分自身がどう使うかというのを、子ども達も勉強しています。

吉本委員

ここだけに限らず。

教育長

そうです。はい。

吉本委員

ありがとうございます。

教育長

そのほかいかがですか。

松田委員

今の大きないじめ問題の対応ということが出たのですけれども、いじめ問題対策連絡協議会で、先ほど課長の方から説明がありました。いろんなところから情報を集めて、交換し合って情報交換を行っているということがあったので、そういう取組を市全体として行っていくのは大変に有意義だろうと思います。そのために P T A 連合会の方が入られたり、関係機関も入られたりしている。

今度は逆にですね、ちょっと今もお話が出たのですが、この会で話し合われたり、情報交換されたことを、どうまたフィードバックしていくか、そこは 1 月に会議を持たれるということなので、この辺りの報告連絡もあると思うのですが、やはり情報収集したら、またこの会で話し合われたことが各団体に帰って行って、そしてこのいじめ問題への対策が、各関係機関で進むといいなというふうに思います。以上です。

教育長

何かコメントありますか。

学校教育課

そうですね。生徒指導主任協議会とかもございますので、そういったところとしっかり関係機関の状況については、提供していきたいと思います。

教育長

よろしく申し上げます。

その他いかがでしょうか。

よろしいですか。

(※異議なしの声)

はい、それでは、報告第12号を承認いたします。

| | |
|---|------------------------|
| 3 | 令和5年度周南市一般会計補正予算要求について |
|---|------------------------|

教育長

続きまして、日程第3、報告第13号「令和5年度周南市一般会計補正予算要求について」を議題といたします。

この件につきまして、学校給食課から説明をお願いいたします。

学校給食課長

それでは、報告第13号「令和5年度周南市一般会計補正予算要求について」につきまして、ご報告いたします。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第2項によるものでございます。

議案書は3ページから4ページをお願いいたします。

今回の補正予算は、教育委員会事務局で所管いたします予算のうち、債務負担行為補正において、教育長が事務を代決しましたことについて、報告するものでございます。

議案書4ページをお願いいたします。住吉学校給食センター給食配送車借上料、熊毛学校給食センター給食配送車借上料の債務負担行為の限度額を、それぞれ2千840万8千円のところ、1千85万6千円増額し、3千926万4千円とするものです。

住吉及び熊毛学校給食センターの給食配送車は、現在、それぞれ2トン冷蔵機能付きトラック2台をリースしております。令和7年度以降の新たなリース契約を締結するために、令和5年度当初予算で債務負担行為の設定をさせていただいておりましたが、この度、入札準備のため、事業者から見積りを徴取したところ、当初予算時に設定させていただいていた債務負担行為上限額を超えていたため、増額補正が必要となったものです。

なお、リース期間につきましては、令和7年度からとなりますので、本年度の支出見込額はございません。

以上で説明を終わります。

教育長

はい、ありがとうございます

では、この件につきましてご質問がありましたら、お願いいたします。

片山委員

最初の補正前の金額と1千万円以上の差がでたのは、大きくどういう理由だったのでしょうか。

学校給食課長

それぞれ、見積り事業者の方に聞き取りをしましたところ、当初予算は昨年12月ぐらいに見積もりをとっているのですけれども、今年度春ぐらいいかけて鋼材価格等が上昇したことによって、車の価格というのが値上がりしているとか、あと、人件費も高騰しているということで、全体的に値段が上がっているというところで、増えたということになります。

教育長

よろしいですか。

片山委員

はい。

教育長

その他いかがでしょうか。

(※異議なしの声)

よろしいですか。

それでは、報告第13号を承認いたします。

| | |
|---|--|
| 4 | 周南市小・中学校児童生徒就学援助条例施行規則の一部を改正する規則制定について |
|---|--|

教育長

続きまして、日程第4、議案第17号「周南市小・中学校児童生徒就学援助条例施行規則の一部を改正する規則制定について」を議題といたします。

この件につきまして、学校教育課から説明をお願いいたします。

学校教育課長

では、お願いします。議案書5ページから7ページをお願いします。

議案第17号「周南市小・中学校児童生徒就学援助条例施行規則の一部を改正する規則制定について」の議案についてご説明いたします。

5ページをご覧ください。提案理由につきましては、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第11号によるものでございます。

周南市小・中学校児童生徒就学援助条例施行規則は、周南市小・中学校児童生徒就学援助条例に関して、必要な事項を定めております。

6ページ、7ページをお願いいたします。昨年度に続き、国の「要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱」において、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対し、必要な支援を行い、義務教育の円滑な実施に資するために、中学校の新入学児童生徒学用品費等を増額する改正が行われました。

よって、国の交付要綱に基づく単価改正に伴い、本市就学援助につきましても、その改正の趣旨に則^{のつと}った援助が行えるよう、支給単価の改正を行うものです。

以上で説明を終わります。

教育長

はい、ありがとうございます。

それではこの件につきまして、ご質問がありましたらお願いいたします。

吉本委員

この場合、増額になったのが中学校だけと思われるのですが、この理由は何か教えていただけますか。

教育長

お願いします。

学校教育課長

昨年が、小学校が増額しております、今年度につきましては、この中学校の部分だけが増額ということでございます。国の補助金の単価でございますので、準じておりますので、そのようにさせていただきます。

教育長

よろしいですか。

吉本委員

すいません。勉強不足でちょっと教えていただきたいのですけれども、就学援助条例というのも、これは市が定めた条例ということですか。

学校教育課長

はい、そうです。

吉本委員

詳しく教えてくださいませんか。

学校教育課長

就学援助条例につきましては、対象者としては、周南市の小・中学校に通学する児童生徒、また周南市に居住する小中学校の児童生徒、またその就学予定者を対象として、生活保護法に定める要保護者と同一世帯にある児童生徒等について、その費用について補助するというものを定めています。

内容としては給食費、学用品費、通学用品費、校外活動費、修学旅行費、それから宿泊を伴う学校行事、それから通学に要する交通費、それから新入学児童生徒の学用品費、それから、最近ありますオンラインの学習通信費、そういったものを国の基準に基づいて、周南市独自に補助額を決定しているというところでございます。

吉本委員

すみません、もう一点いいですか。

周南市内において、対象となる家庭、戸数はだいたい現在どのぐらいでしょうか。

教育長

受給世帯ですね。

吉本委員

そうですね、対象になっている世帯、だいたい何割ということでもいいのですけれども、おおよその数字が分かれば。

教育長

分かりますか。

学校教育課

ちょっと今、持ち合わせがないので。

吉本委員

周南市において実情どのぐらいかと。

教育部長

周南市で1万人くらい児童生徒がいるのですけれど、20%ぐらいが対象というふうに認識しています。

吉本委員

ありがとうございます。

教育長

はい。ほかにはいかがでしょうか。

(※異議なしの声)

よろしいですか。

はい、それでは、議案第17号を決定いたします。

| | |
|---|--------------------------|
| 5 | 周南市大田原自然の家運営協議会委員の委嘱について |
|---|--------------------------|

教育長

続きまして、日程第5、議案第18号「周南市大田原自然の家運営協議会委員の委嘱について」を議題とします。

この件につきまして、生涯学習課から説明をお願いいたします。

生涯学習課長

はい、議案第18号「周南市大田原自然の家運営協議会委員の委嘱について」ご説明いたします。

議案書の8ページ、9ページをご覧ください。提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第13号によるものでございます。

大田原自然の家運営協議会は、施設の適正かつ円滑な運営を図るために設置するものであり、このたびの委嘱は、令和5年6月30日をもってその任期が満了となることによるものでございます。

現在と同じく7名の委員、新任2名、再任5名について、委嘱期間を、令和5年7月1日から令和7年6月30日までの2か年として、委嘱するものでございます。

以上で説明を終わります

教育長

はい、それでは、ご質問ありましたらお願いいたします。

岡寺委員

これも、いいですか。先ほどもちょっと聞きましたが、同じようにこの委員会がどのような流れでされているかということと、あと皆さんボランティアということでもいいですか。そのあたりも聞いてよろしいでしょうか。

教育長

お願いします。

生涯学習課長

一応予定としては年に2回開催する予定にしております。昨年度は年度末一回のみでございますが、大田原自然の家は指定管理者に運営をお願いしている関係もございまして、当該年の事業計画でありましたり、前年度の事業報告というものについてご意見をいただくのが中心でございます。

あわせて、今、移転に関する事柄について、一定のお知らせをしながら、またご意見をいただくことをしているところです。

報酬につきましては、基本的には付属機関としての五千九百円、委員長六千四百円だと思っておりますが、お支払いをするのですが、学校の先生等現役の方については、旅費のみでお願いして

いたような気がいたします。ちょっとはつきり覚えていませんが、確かそうだと思います。以上です。

教育長

よろしいですか。

岡寺委員

ありがとうございます。

教育長

そのほかよろしいですか。

松田委員

すいません、この委嘱期間が令和7年6月になっていますよね。大田原自然の家の今後も頭に入ってないところがあるかもしれませんが、この委員さんの委嘱について、例えばもうちょっと増やしていくとか、それから途中で変更ができるとか、そういう考えはおありなのでしょう。

例えば、その場所によっては今後の運営に関わる人たちを増やしていかないといけないとか、そういうこともあるのではないかなと思いますが、いかがですか。

生涯学習課長

そうですね。今、大田原自然の家のスケジュール全体的なイメージでいきますと、今年は設計に先立つ予備調査といいますか、そうしたものを行っております。これから設計と工事等を行って移転という運びになりますが、時期的にはそれなりに時間を要するものと考えております。

そうした中で、運営委員会の委員さんに加えるに適切な方がいらっしゃれば、当然途中で追加するというのは、必要な場合考えていきたいと思っております。

教育長

よろしいですか。

松田委員

そうですね、利用促進とかそういうことも考えると、この運営協議会そのものがそのことについてのご意見をいただけるのであれば、いろんな方が関わっていかれることも、視野に入れる必要があるかなと思いました。

教育長

ありがとうございます。

そのほかよろしいですか。

(※異議なしの声)

それでは、議案第18号を決定いたします。

| | |
|---|--------------------|
| 6 | 周南市文化財審議会委員の委嘱について |
|---|--------------------|

教育長

続きまして、日程第6、議案第19号「周南市文化財審議会委員の委嘱について」を議題いたします。

この件につきましても、生涯学習課から説明をお願いいたします。

生涯学習課長

議案第19号「周南市文化財審議会委員の委嘱について」ご説明いたします。

議案書の10ページ、11ページをご覧ください。提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第13号によるものでございます。

文化財審議会は、文化財の保存及び活用に関し必要な調査及び審議を行うために設置するものであり、このたびの委嘱は、令和5年6月30日をもって、その任期が満了となることによるものでございます。このたび、新任1名、再任5名、計6名の方を委嘱しようとするもので、委嘱期間は、令和5年7月1日から令和7年6月30日までの2年間でございます。

以上で説明を終わります。

教育長

はい、ありがとうございます。

それでは、ご質問がありましたらお願いいたします。

岡寺委員

では、同様な質問ですけど、どういったスケジューリングかというのもそうですが、文化財審議というのは、何か事案が発生する度にするものですか。それとも定例で行って、それにあわせて募集して、審議するものを皆さんから集めるみたいな感じなのでしょうか。

生涯学習課長

基本的には定例で行っています。年回、夏と年度末ぐらいに開催をしております。その中で文化財の指定をすべきかどうかというような事柄の案件についてご意見をいただき、それから調査すべきということになれば、どなたがご担当となって調査をしていただくかということを決めて、それについての調査結果のご報告をいただくということを行います。

近年では、市の指定についてはちょっと間が空いておりまして、漢陽寺の茶釜を市の文化財に指定したのが、もう結構前なのですけれども、それ以外にも、市の指定そのものではございませんが、国の登録の手続きについての中間報告、川崎観音堂の登録でございましたり、漢陽寺庭の登録でございまして、その辺についての進捗状況のご報告、ご意見をいただいたり、それから、例えば令和4年度で申しますと、国の外郭の方から伝統芸能、無形民俗文化財に関するもの、指定とは限りませんが、それに関する助成制度がございましたので、それについて手続きを踏んでいる事等、事務局側と言いますか、教育委員会の側がこのように文化財保護を進めているということについて、ご報告をしてご意見をいただくということをしております。

教育長

よろしいですか。

岡寺委員

はい。ありがとうございます。

そのほかよろしいですか。

(※異議なしの声)

はい、それでは、議案第19号を決定いたします。

| | |
|---|-------------------------------|
| 7 | 周南市民俗資料展示施設条例の一部を改正する条例制定について |
|---|-------------------------------|

教育長

続きまして、日程第7、議案第20号「周南市民俗資料展示施設条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

この件につきましても、生涯学習課から説明をお願いいたします。

生涯学習課長

議案第20号「周南市民俗資料展示施設条例の一部を改正する条例制定について」ご説明いたします。

議案書の12ページから17ページまでになります。提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第19号によるものでございます。

本議案は、福川地区における公共施設再配置の一環として、施設の老朽化により休館中の新南陽民俗資料展示室について、旧福川南地区コミュニティセンターを活用して移転・再開するにあたり、所要の条例改正を行うものでございます。

議案書14ページ、15ページをご覧ください。

また、新旧対照表を16ページ、17ページにお示ししております。

改正点は、主に3点でございます。1点目は、第2条第2項の表中、施設名称及び所在地の変更でございます。施設名称につきましては、民俗資料展示施設は「市民の文化財保護の機運を醸成し、民俗資料及び歴史資料の保存及び活用を図り、市民の自主学習に資する」ことを目的として、市内に現在3施設を設置しています。

そのうち、熊毛歴史展示室と鹿野民俗資料展示室が図書館内にあつて専任の職員がいない一方、休館前の新南陽民俗資料展示室は唯一独立した建物で、かつ専任の職員を配置する施設であり、熊毛と鹿野の施設についても、管理を行ってきたところです。

このたびの移転に伴い、施設の展示面積が増えたこともあり、展示の再構成によって内容の充実、魅力の向上を図るだけでなく、本市の民俗資料展示施設を統括する施設としての位置づけを明確にし、市全域を対象とした企画展示などにも取り組むことにより、施設の設置目的を果たしていこうと考えますことから、名称を「周南市民俗資料館」とするものでございます。

2点目は、第5条の表中、施設名称及び休館日の変更です。これまで、火曜日、木曜日、土曜日及び日曜日を休館日としておりましたが、見学機会を増やすため、新たに第1、第3土曜日を開館日とすることとし、所要の規定を設けるものです。なお、企画展開催などの際には、必要に応じて臨時に開館する考えであります。

3点目は、第6条の表中の、施設名称の変更その他、文言の整理でございます。なお、附則において、1項では、開館準備期間を踏まえて施行日を令和5年8月18日とし、2項では、準備行為について、規定しております。

以上で説明を終わります。

教育長

はい、ありがとうございます。

ご質問がありましたら、お願いいたします。

吉本委員

一つ目が、意見としてですね、土曜日が開催になるのは、とてもありがたいなと思います。ありがとうございます。

質問なのですが、「補填」という字を漢字にされた理由を、ぜひ教えていただきたいです。割と最近、難しい漢字から、ひらがなに変わるものの方が多いということを知っているもので、逆に漢字になるのが、単純になぜなのだろうというところから、ぜひ教えていただきたい

と思います。

生涯学習課長

法令審査にかけましたところ、現在はこの様に改めるということで指摘がありましたので、改めるものでございます。説明になっていませんが、申し訳ございません。

吉本委員

なんとなく、ひらがなが表記の方が増えてきているような気がしたので、敢えて漢字にしたのが不思議だなと思ひまして。ありがとうございます。

教育長

ほかはいかがでしょう。

松田委員

名称の件なのですが、最初にそれまでは新南陽民俗資料展示室、それから、熊毛歴史展示室、そして鹿野民俗資料展示室という名前であって、この中で新南陽という文字がなくなるのだな、というふうにやっぱり受け止めてしまいました。ただ、今の説明を伺って、周南市全体の民俗資料に関する展示を一手に担うみたいなイメージがはっきりしたので、これはこれで良かったのかなと、こういうふうに周南市の民俗資料というのがこうだよってイメージが名称からわかるなと思ひました。

それからして、先ほど土曜日が増えてありがとうございますと、私もそう思ったのですが、やっぱり他の月水金は開かないのでしょうか。例えば学校行事等で活用したい時に、どうしても火曜日、木曜日であれば、曜日が固定化されてしまうので、そのあたりも学校だけではないと思うのですが、大人にとっても日頃時間がある者にとっては、いつでも行ける場所であってほしいなとか、そういうことも思ひまして、第1、第3土曜日が増えたのなら、もう1日ぐらいとはならないかなと思ひました。以上です。

生涯学習課長

一つ、新旧対照表14ページの方では分かりにくいので16ページですが、先ほど私が申し上げた火曜日、木曜日、土曜日より日曜日は休館日ということですので、月水金が逆に開く日ということになります。

松田委員

そうですね、失礼しました。

生涯学習課長

学校とのご見学についても、事前に今までも日程についてご相談をいたします。例えば、その中で今まではちょっと狭いってところもありまして、クラスは時間差で来ていただくとか、展示室の順番を入れ替えながら見学しましょうとか、そういうお話をするとあわせて、やっぱり学校のご都合上、例えば2班に分かれてくるときに、月曜日と火曜日がいいとか、そういうことについては、臨時の会館の対応でこれまでも来たところですので、学校の見学については、ご相談に応じて対応していきたいと思ひています。

松田委員

すいません、今の開館日ってというのは、先ほどの鹿野熊毛も同一なのですか。

生涯学習課長

鹿野熊毛の展示室については、図書館内にごございますので、図書館の開館日、開館時間と同じということになります。

松田委員

そうなのですね。やっぱりいつでも見に行けないというのは、ちょっと心残りかと思っ
てしまいました。いろんなご事情がおりなのかもしれませんが。

教育長

そのほかいかがでしょう。

(※異議なしの声)

よろしいでしょうか。

それでは、議案第20号を決定いたします。

| | |
|---|------------------------|
| 8 | 令和5年度周南市一般会計補正予算要求について |
|---|------------------------|

教育長

続きまして、日程第8、議案第21号「令和5年度周南市一般会計補正予算要求について」を
議題とします。

この件につきましては、各課から説明をお願いいたします。

まず、学校教育課から説明をお願いいたします。

学校教育課長

学校教育課に係る債務負担行為の補正について、説明いたします。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任に関する規則第2条第19号によるも
のでございます。

議案書の22、23ページをご覧ください。令和5年度債務負担行為設定分の追加として、「統
合型校務支援システム共同利用使用料」の限度額を、令和5年度から令和10年度までの期間で、

9千502万5千円と定めるものでございます。「統合型校務支援システム」は、学校で教職
員が取り扱う、成績処理、健康診断記録管理、指導要録などを統合した児童生徒のデータ管理シ
ステムで、このシステムを県下統一で導入することにより、学校・学級運営に必要な情報、児童
生徒の状況の一元管理や情報連携、システム運用の標準化を可能とするものでございます。

この度、統合型校務支援システムの共同利用について、県内19市町等が参加します「山口県
統合型校務支援システム共同調達・共同利用推進協議会」が実施した公募型プロポーザルにより
契約候補者を決定したことから、事業費の限度額を定めるものでございます。

以上で説明を終わります。

教育長

はい、ありがとうございます。

次に、学校給食課から説明をお願いいたします。

学校給食課長

学校給食課所管分のご説明をいたします。

昨年原料・石油価格の高騰で、様々な食品が値上がりする中、保護者負担としている給食
材料費も高騰しており、令和4年度は、国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付
金」を活用し、給食の質・量を維持し、子ども達に安心安全な学校給食の提供をしてきました。
令和5年度におきましても、この交付金が活用可能となりましたことから、6月補正予算を計上
しようとするものです。

議案書21ページをお願いします。歳出でございますが、「保健体育費」「学校給食費」一番下の段の説明欄「新型コロナウイルス対策費（学校給食材料費高騰対応分）」、給食材料費4千653万8千円でございます。

内訳は、当初見込んでおりましたセンター毎の給食材料費の高騰対応分相当額をそれぞれ減額し、その額と併せて令和5年度上昇分として牛乳の価格上昇分1本あたり5円の値上げ分を計上したものでございます。

説明欄の上から、「学校給食材料費（栗屋）」から「（新南陽）」までの6センター分が、当初、センター毎に給食材料費の高騰対応分として見込んでおりました給食材料費の減額で、減額補正額は栗屋学校給食センター分が839万円、住吉学校給食センター分が683万5千円、高尾学校給食センター分が483万円、熊毛学校給食センター分が358万8千円、鹿野学校給食センター分が49万1千円、新南陽学校給食センター分が1千204万1千円です。

なお、給食材料費の学校給食材料費高騰対応分として、一人一食あたりの補填見込み額は小学校で20円、中学校で27円でございます。

議案書20ページをお願いします。歳入でございますが、「国庫支出金」「国庫補助金」「教育費国庫補助金」「保健体育費補助金」説明欄の「新型コロナウイルス感染症対応臨時交付金（学校給食課）」の臨時交付金は、歳出と同額の4千653万8千円でございます。

以上で説明を終わります。

教育長

ありがとうございます。それではまず学校教育課の説明の方から、ご質問がありましたらお願いをいたします。

22ページ、23ページになります、統合型校務支援システムいかがでしょうか。

片山委員

校務支援システムとはどういったシステムなのか、お尋ねしたいのですが。

教育長

はいお願いいたします。

学校教育課長

今現在ですね、そういう校務支援システムを入れている市町は山口県内に複数あるのですが、周南市においては、例えば子どもの成績処理はこのソフトで、出欠席の場合はこのソフトで、先生方が作られた表計算のソフトであったり、市販のソフトであったり、そういったものをそれぞれの学校のそれぞれ銘々で使っていたということです。

ですから、学校が変わればその学校のシステムに慣れていかなくちゃいけないというのが現状です。ただ、そういったものが一人の子どもに対して、その成績もこのソフトで処理できる、出欠も処理できる、健康診断の結果もこれで処理できる。それから指導要録等の作成もそれでできる。そういう一括して一人の子どもの処理ができるというソフトウェアが組み込まれたシステムです。

それが県内全部の市町で一斉に入ることから、先生方が他市に転勤しても、もちろん他校もそうですけど、市内で変わっても同じシステムで同じように操作ができる。例えば、他にも転出入があった場合にも、それぞれの学校が持っているデータを同じシステム上で取扱われますから、スムーズに移行ができる、そういうメリットがあります。

片山委員

おそらく先生方の働き方改革に十分役立つのではないかなと思います。逆に言えば、セキュリ

ティとか個人情報的なことは、きちんとされていると思いますけど、そういった面はいかがでしょうか。

学校教育課長

そのあたりもですね、国のセキュリティの基準に沿ったもので、クラウド上で扱いますので、実際には、どこかのサーバーで保存をされますけれども、扱えるデータとしては自校のデータのみであるし、外部からもそういうアクセスにも十分対応できる機能を基準として、プロポーザルで選定していくというところでございます。

教育長

そのほかいかがでしょうか。

松田委員

今の件について、やっどここまで来たかという思いです。それぞれの学校の先生方がそれぞれに苦勞して、今までも作り上げてこられていたのですが、やはり他校から来られたり、それからいろんな校務がバラバラで却って時間がかかったりと、いろんな思いを持っていたものが、こういうシステムを共同活用できるというのは、やっぱり先生方にとっても逆に子ども達にとってもいいのではないかと思います。

この限度額ですが、この限度額っていうのはどういう形でこの金額が定められるのか、説明できる範囲でお願いできますか。県全体の中での割合ですか。

学校教育課長

学校数に応じて、各市町の割り当てが決まっております。

松田委員

それで、令和5年度からの使用になるのですか。

学校教育課長

実質利用は令和6年度です。

松田委員

では、今年度はまだ準備段階で、いろいろまた研修も進められたりするということになりますね。はい、わかりました。ありがとうございます。

教育長

そのほかいかがでしょうか。

吉本委員

すみません、今の件なのですけれども、システムを移行する時というのは、結構なパワーが必要になってくると思うのですが、これはその委託業者さんにやっていただけということなのでしょうか。それとも先生方がやはり移行するのも先生方の力でやるということなのでしょうか。

学校教育課長

契約上のところで、業者によっていろいろあったのですけれども、最終的にはですね、業者が準備したエクセルデータに、先生方が各学校で対象となる児童生徒の情報を移して、それをシステムに移すという作業が、どうしても入ってくることになります。若干手を煩わせることになるかなと思います。

教育長

はい、ということでございます。

吉本委員

導入はいいのですが、移行が大変かなと思ひまして。

教育長

そうですね。

そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。

続いて、議案書20、21ページになります学校給食課関係につきまして、ご質問等ありましたらお願いいたします。

よろしいですか。

(※異議なしの声)

それでは、議案第21号を決定いたします。

| | |
|---|--------------------------|
| 9 | 周南市教科用図書研究調査協議会委員の委嘱について |
|---|--------------------------|

教育長

ここでお諮りいたします。

次の日程第9、報告第14号「周南市教科用図書研究調査協議会委員の委嘱について」でございますが、教科用図書に係る適切な審議を確保するため、委員の氏名等を秘密とする必要があることから、周南市教育委員会会議規則第7条第1項「教育委員会の会議は、これを公開する。ただし、教育長又は委員の発議により、出席者の3分の2以上の多数で議決されたときは、秘密会にすることができる。」の規定により、秘密会としたいと思ひます。

教育長

これより採決を行います。

報告第14号の審議を、秘密会とすることに賛成の委員の挙手をお願いします。

(※委員全員が挙手)

教育長

はい、ありがとうございます。

それでは、報告第14号の審議を、秘密会とすることに決定しましたので、これより秘密会にて行います。

【以下、非公開】

教育長

以上をもちまして、秘密会として審議すべき議案は終了しました。

教育長

本日の議事日程は、以上でございますが、そのほか何かご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

(※異議なしの声)

それではこれもちまして「令和5年第6回教育委員会定例会」を終了いたします。

署名委員

片 山 研 治 委 員 _____

岡 寺 政 幸 委 員 _____